

## 2 園路

### 《基本的考え方》

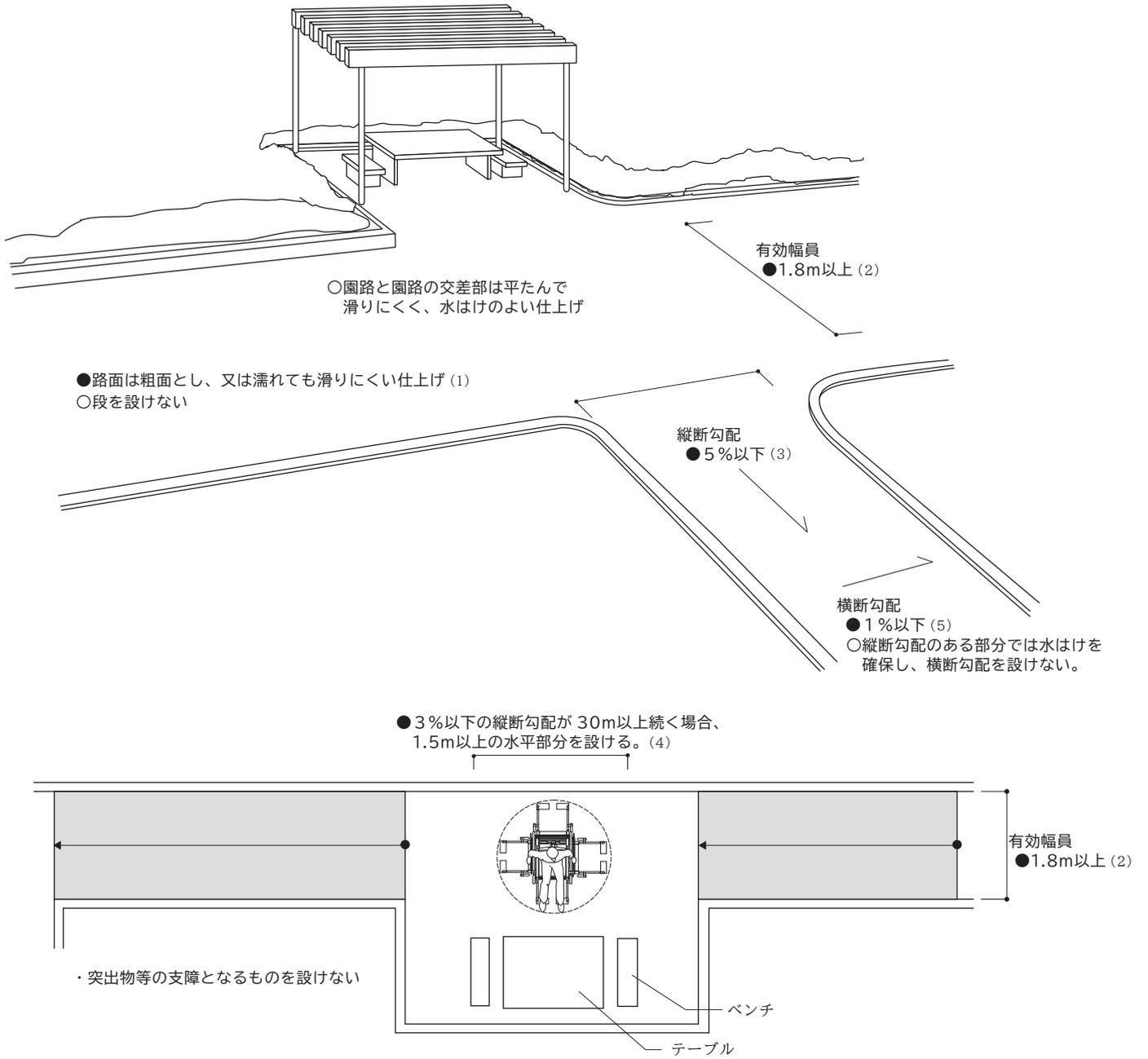
- ・園路は、地形の状況等やむを得ない場合を除き、できる限り平坦とする。
- ・園路に接して池や崖地等がある場合は、柵や立上がり部を設け、車椅子利用者その他の利用者の安全な通行を確保する。
- ・園路上に点状ブロック等を設ける場合は、視覚障害者の利用ニーズを確認し、必要な箇所に設ける。
- ・高低差等により勾配のある園路の部分の距離が著しく長い場合、又は進行方向が見えにくい場所では、その距離を分かりやすく表示するなど、移動、利用しやすさを工夫する。

	〔1 出入口〕に定める基準に適合する出入口に通ずる主たる園路（以下「主たる園路」という。）は、次に定める基準に適合するものとする。	□ 園路
路面の仕上げ	（1）表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。	イ 出入口（2）
幅員	（2）有効幅員は、1.8m以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、有効幅員を1.4m以上とすることができる。	□ 園路（1）
縦断勾配	（3）縦断勾配は、5%（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあつては、8%）以下とすること。	□ 園路（2）
水平部分	（4）3%以上の縦断勾配が30m以上続く場合においては、延長30m以内ごとに1.5m以上の水平部分を設けること。	□ 園路（3）
横断勾配	（5）横断勾配は、1%以下とすること。	□ 園路（4）
段差	（6）段を設ける場合においては、当該段の基準は、〔4 階段〕に定める基準を準用すること。	□ 園路（5）
排水溝	（7）排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、車椅子等の利用者の通行に支障のない構造とすること。	□ 園路（6）
点状ブロック	（8）階段、段又は傾斜路（階段又は段に併設するもの（その踊場を含む。）に限る。）のある部分の上端に近接する主たる園路の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が5%（高さが16cm以下の場合にあつては、8%）以下の傾斜路の上端に近接する主たる園路の部分については、この限りでない。	□ 園路（7）

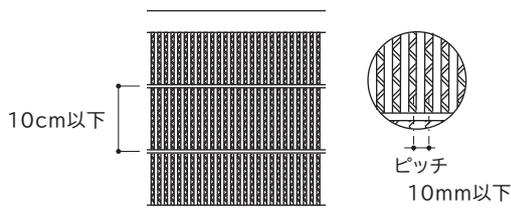
### 《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【縦断勾配】車椅子使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当の体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きいので、勾配はできる限り緩やかとする。
- 【横断勾配】縦断勾配のある部分では、水はけを確保し、横断勾配を設けない。
- 【段差】主たる園路に階段又は段が生じる場合は、傾斜路を併設する。
- 【排水溝】細目タイプの溝蓋を使用する。

## 《水平部分の確保》



## 《細目タイプの排水溝の溝蓋（ノンスリップタイプ）》



- 排水溝の溝ぶたは、白杖等が落ち込まない構造 (7)
- 細目タイプの溝蓋を使用する